教第 41 号議案

令和2年11月9日提出

神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 等に関する市民意見公募手続きの実施について

神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則等に関する市民意見公募手続きの実施について,議案として下記のとおり提案する。

神戸市教育委員会事務局 事務局長 長谷川 達也

神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則等に関する市民意見公募手 続きの実施について

学校経営支援課

意見公募手続きについて

市民意見募集と改正の内容について

- 意見募集の期間: 令和2年11月12日(木)~12月11日(金)[予定]
- 改正内容:別紙参照

神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則等の一部改正(案)の概要

1. 趣旨

神戸市教育委員会では、神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則(昭和27年6月教育委員会規則第20号。以下「規則」という。)により、授業料等の徴収その他の事項について定め、そのうち、神戸市立工業高等専門学校(以下「高専」という。)の授業料等の減免については、神戸市立工業高等専門学校の授業料軽減助成に関する要綱(平成26年6月教育長決定。以下「要綱」という。)で定めています。

この度,国の「高等教育の修学支援新制度」の創設等を受けて、減免申請時の要件のうち所得の 算定方法を国に準じた形に変更します。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済的影響を受けた学生が多数いることから、高専に在学する大学生相当の者(4・5年生、専攻科生)を 対象に授業料及び入学金の減免制度を拡充します。

なお,変更後の減免制度は,来年度以降も継続することを予定しています。 これらのために必要となる,規則及び要綱の改正案について,意見を募集します。

2. 内容

(1) 所得の算定方法の変更 (規則第9条第1項第1号及び第2項第1号,要綱第4条第2号及び第5条第1号関係) ①全額免除

		新	旧
所	算定方法	生計維持者の算定基準額[当該年度の	生計維持者の当該年度の道府県民税
得		市区町村民税の課税標準額×6%-	所得割額と市民税所得割額の合計額
基		(調整控除額+税額調整額)]が51,300	が85,500円未満
準		円未満	
	年収目安	火勃左座の左向ぶ約200万円七港(亦再為1)	
	(世帯)	当該年度の年収が約380万円未満(変更なし)	

②半額免除

		新	旧
所	算定方法	生計維持者の算定基準額[当該年度の	生計維持者の当該年度の道府県民税
得		市区町村民税の課税標準額×6%-	所得割額と市民税所得割額の合計額
基		(調整控除額+税額調整額)]が57,600	が95,900円未満
準		円未満	
	年収目安	当該年度の年収が約395万円未満(変更なし)	
	(世帯)	当該中長の平収が示り3岁3万円不価(変更なし)	

(2) 授業料減免制度の半額免除の拡充 (規則第9条第2項第1号)

対 象 者:高等専門学校に在学する大学生相当の者。

所得基準:生計維持者の算定基準額「当該年度の市区町村民税の課税標準額×6%-(調整控除

額+税額調整額)]が98,700円未満[年収目安(世帯)が約500万円未満]

成績基準:前年度の履修科目の学業成績が年間の評定平均3.5以上

期 間:1年間(4月1日から3月31日まで)

(3) 専攻科入学金及び編入時入学金減免規定の新設(規則第9条第4項関係)

対象者:高等専門学校に在学する大学生相当の者。再入学は対象外とする。

所得基準:生計維持者の算定基準額[当該年度の市区町村民税の課税標準額×6%-(調整控除

額+税額調整額)] による。

全額免除 算定基準額が51,300円未満 [年収目安(世帯)が約380万円未満]

|半額免除 算定基準額が98,700円未満 [年収目安(世帯)が約500万円未満]

成績基準:なし

3. 施行予定日等

施行予定日:令和3年1月1日

適用予定日:2(1)令和3年1月1日から

2 (2) 令和2年度分から

2 (3) 令和2年度入学(編入)分から

減免制度 現行 拡充概念図

【参考資料】

